令和６年４月発行

**有害物質使用特定施設等の構造等規制**

有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、水質汚濁防止法に基づき構造等に関する基準の遵守、定期的な点検・記録が義務付けられています。

有害物質を取扱う事業者の皆様へ

**■地下水汚染未然防止対策の必要性と規制のしくみ**

近年、工場又は事業場からの有害物質（※）の漏えいによる地下水汚染が、毎年継続的に全国で数十件確認されています。これらは、事業場等における、①生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、②生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半を占めています。

地下水は都市用水の約25％を占める貴重な淡水資源であり、一度汚染すると回復が困難であることから、地下水汚染の未然防止のため、水質汚濁防止法により、有害物質（※）を使用する施設等の構造、設備及び使用の方法の基準、定期点検の実施及び結果の記録の義務等が定められています。

**水質汚濁防止法**

**○使用の方法に関する基準**

**・有害物質を含む水に関する  
作業方法　等**

**・管理要領の策定**

**○定期点検の義務**

**・定期点検の実施**

**・点検結果の記録、保存**

**○施設及び設備に関する基準**

**・施設本体、床面及び周囲、付帯する配管・排水溝等についての基準**

従業員の作業ミス防止

亀裂や破損による漏えい防止

漏えい時の地下浸透防止

1 カドミウム及びその化合物

2 シアン化合物

3 有機燐化合物

4 鉛及びその化合物

5 六価クロム化合物

6 砒素及びその化合物

7 水銀及びアルキル水銀

その他の水銀化合物

8 ポリ塩化ビフェニル

9 トリクロロエチレン

10 テトラクロロエチレン

11 ジクロロメタン

12 四塩化炭素

13 1,2-ジクロロエタン

14 1,1-ジクロロエチレン

15 1,2-ジクロロエチレン

※「**有害物質**」の一覧

有害物質

16 1,1,1-トリクロロエタン

17 1,1,2-トリクロロエタン

18 1,3-ジクロロプロペン

19 チウラム

20 シマジン

21 チオベンカルブ

22 ベンゼン

23 セレン及びその化合物

24 ほう素及びその化合物

25 ふつ素及びその化合物

26 アンモニア、アンモニウム

化合物、亜硝酸化合物及び

硝酸化合物

27 塩化ビニルモノマー

28 1,4-ジオキサン

**■対象施設**

●有害物質使用特定施設：水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とするもの

●有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状のものを貯蔵するタンク等の施設

**■基準の遵守と定期点検の実施**

対象施設の設置者は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備に関する基準（構造基準）及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。（法第12条の４）

また、これらの基準の遵守状況について定期的に点検し、その結果を記録し３年以上保存しなければなりません。（法第14条第５項）

１．構造等に関する基準の遵守

(１)構造及び設備に関する基準

対象施設に係る以下の部分について、有害物質を含んだ水が漏えいしない、あるいは漏えい時に地下浸透を防止する構造にすることが義務付けられています。（法施行規則第８条の３から６）  
　※構造基準の詳細、必要な定期点検の内容は裏面を参照ください。

・対象施設の設置場所の床面及び周囲

・対象施設本体に付帯する配管、排水溝等（排水処理施設までの有害物質を含む水が流れる範囲）

・地下貯蔵施設

配管

原材料タンク

床面・周囲

河川、下水道等へ放流

産業廃棄物として処理

原材料（有害物質）

有害物質使用特定施設

施設

用特定施設

排水溝

廃液タンク

有害物質貯蔵

指定施設

有害物質貯蔵

指定施設

排水処理施設

※対象外

(２)使用の方法に関する基準

対象施設に係る作業及び運転は、以下のいずれにも適合する方法で行わねばなりません。また、その具体的な使用方法を記載した管理要領を策定しなければなりません。（法施行規則第８条の７）

①　有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと

②　有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認その他の施設の運転を行うために必要な措置を講ずること

③　有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること

**２．定期点検の実施**

(１)構造及び設備に関する点検

１(１)の適用対象箇所は、定期的に有害物質を含む水の漏えい、亀裂・損傷がないかを、構造及び設備に応じた頻度（裏面参照）で点検すること。

(２)使用の方法に関する点検

１(２)の使用の方法の点検は、対象施設を使用する従業員が管理要領を理解し、管理要領に従って作業を行っているかを定期的（年１回以上）に点検すること。

(３)点検結果の記録及び保存

点検結果の記録においては、次の事項を記録し、３年間保存すること。

・点検を行った対象施設　・点検年月日　・点検の方法及び結果

・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

※　定期点検以外であっても、対象施設の異常や漏えいが確認された場合には、その記録を３年間保存するよう努めるものとする。

※　管理要領や点検記録の作成に当たっては、以下の資料が参考になります。  
「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き」（環境省）

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/kanri-tebiki01.pdf>

■お問合せ先

**工場又は事業場の所在する市町村によって異なります。詳しくは、以下の各窓口にお問合せください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **工場又は事業場の所在地** | **お問い合わせ先** |
| 大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、  高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、島本町 | 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課水質指導グループ  大阪市住之江区南港北1丁目14-16 TEL: 06-6210-9585 |
| 泉南市、熊取町、田尻町、岬町 | 大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課  岸和田市野田町3丁目13-2 TEL: 072-437-2530 |
| 上記以外の市町村 | 各市町村の環境担当窓口 |